

事前協議制度を踏みにじる暴挙

全港ストライキで抗議し、協定順守を要求する！



事前協議制度は、港湾労働組合と事業者団体である日本港運協会（日港協）との間で締結した産別協定で

日港協はユーザーに労使協定を徹底せよ！

事前協議違反は、絶対に看過するわけにはいかない。今般の荷主は自衛隊であったが、メーカーであれ商社であれ、船社であれ、事前協議のルールを守り、港湾のルールに沿った港湾利用を強く求めるものです。

持していくための、大変重要な制度であり、港湾のルールです。このルールを無視して、ユーザーが勝手に港湾を利用するようなことになれば、雇用と職域に重大な影響を及ぼすことになり、港湾運送の秩序は混乱することは明らかです。



港湾労働者は、コンテナ船、車輛専用船、RORO船などの登場によって、荷役方法が大きく変わり、船社による航路やアライアンスの再編で作業体制の変更を余儀なくされるなど、雇用不安を経験してきました。港運事業者もまた事業基盤を揺るがしかねない状況に晒され続けてきました。こうした苦い経験の積み重ねの中で、雇用安定を主眼とする事前協議制度を作ってきました。

港湾利用者は港湾のルールを守れ！

さる二月二日、沖縄県の中城湾港において、事前協議制度を無視して、自衛隊の車両を積んだRORO船「はくおう」が入港、強行荷役を行うという重大な事態が発生した。同本船は、本来、運航船社が臨時寄港として、事前に日本港運協会に申請し、地元の港運労使で作業体制などを協議・確認のうえ港湾作業を行うべきものであった。

したがって、日港協は、協定の当事者として協定順守の立場で、ユーザーに対し協定に沿った港湾利用を周知徹底する責任と義務があります。産別協定が踏みにじられたことの重みを一方の協定当事者として受け止め、責任ある行動、つまり産別労使のルールが順守されるよう事態を正すことが必要だし、これができなければ、事前協議制度は崩壊するといっても過言ではありません。

（発行所）
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港協会館1F
電話：03-3733-2561
FAX：03-3733-2627
発行人：玉田雅也
定価：30円（組合費を含む）

（毎月1回15日発行・平成7年8月18日）
第三種郵便物認可
2019年事前協議違反 号外

全国港湾
NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU - KOWAN)

●全港湾●日港労連●検数労連●検定労連●大港労組●全倉運
●全日通●北海道港湾●東北港湾●日本海港湾●東京港湾
●川港労協●全横浜港湾●駿河港湾●名港労協●大港労協
●神戸港湾●四国港湾●関門港湾●博多港湾●鹿児島港湾●沖縄港湾